倉 内 行 政 書 士 事 務 所 通 信

発行日　平成２８年１２月１日

発行者　行政書士　倉内　幸雄

先月は 54 年ぶりの降雪があり、寒さが厳しくなりました。
今月からは、相続手続き⑴についてお話したいと思います。

相続の開始

相続は、被相続人の「死亡」により開始されますが、まず初めに行うことは、葬儀の他、以下のような手続きがあります（主な手続きを挙げていますが、場合によってはそれ以外の手続きもあります。）。

⑴　死亡届・火葬許可申請
⑵　世帯主変更届
⑶　年金受給者死亡届
⑷　健康保険資格喪失届
⑸　公共料金の引き落とし口座の変更
⑹　携帯電話・電話等の解約等
⑺　クレジットカードの解約
⑻　所得税準確定申告
⑼　生命保険金の請求
⑽　運転免許証・パスポートの返却等
⑾　遺言書の有無の確認

注意を要すること

１　相続手続きを進めるにあたり、金融機関に対し相続手続きのための残高証明書の発行手続きを行う際、金融機関は預金者（被相続人）の死亡の事実を知ると、預金保護のため口座を凍結します。そうなると、カードでの払い戻しや公共料金などの引き落とし、アパート経営をされている被相続人の場合は、賃借人からの家賃の送金もできなくなりますので、⑸の引き落とし口座等を変更する必要が生じます。

２　住まいの賃貸借契約の解約に伴う敷金の返還金がある場合や年金未受領金がある場合、健康保険の過納分の還付がある場合、また、健康保険組合によっては入院給付金等が支払われる場合があります。

相続放棄を考えている場合、これらは本来、被相続人に対し支払われる性質のものであるため（相続財産となります。）、受け取ってしまうと相続したと見做される可能性があります。

一方、健康保険組合等に対する葬祭費の請求については、葬祭費は葬儀を主催した者に支給される性質のものであるため（相続財産とはなりません。）、相続したことにはなりません。

3　自筆証書遺言の場合、

⑴　封筒に入れずにそのままの状態の場合

⑵　封筒に入れて封（糊付け）をしていない場合

⑶　封筒に入れて封（糊付け）をしている場合

があると考えられます。

自筆証書遺言において、インターネットで検索すると⑶の方法が紹介されていますが、法律上は封に入れなければならない、との規定はありません。

但し、⑶の場合は、家庭裁判所での遺言書の検認の手続きの際に開封することとなっていますので、発見された場合は開封せず、速やかに家庭裁判所に遺言書の検認の手続きの申立てを行って下さい。

次回に知りたい、書いてほしい事柄等ございましたら、下記の当事務所の電話、ファックス、メール、ホームページ上のお問合せフォームよりご連絡下さい。

倉内行政書士事務所

〒189-0013　東京都東村山市栄町 2-15-11　礒田ビル-B

TEL・FAX　042-306-4171

E-mail:*kurauchi-gyosei@snow.ocn.ne.jp*

http:// *kurauchi-gyosei.jimd.com/*